

令和 7 年 2 月守口市農業委員会総会

開催日時 令和 7 年 2 月 2 1 日 午後 2 時 0 0 分～

開催場所 守口市役所 1 階 市民会議室 1 0 5

出席委員 ①西口 誠一 ②田中 明美 ③大倉 利文 ④大西 庄治
⑤木村 剛久 ⑥辻本 恵美子 ⑦辻本 卓郎 ⑧中東 郷美
⑨西川 成美 ⑩橋本 徹 ⑪山崎 勝彦 ⑫山田 哲三

事務局 宇都宮、寺澤、大路、満永

閉会時間 午後 2 時 3 9 分

西口会長

それではただいまから、令和 7 年 2 月の守口市農業委員会を開催いたします。着座させていただいて、ちょっと一言だけお話をさせていただきたいと思います。

今日の日本農業新聞を見てますと、いつも皆さん方、唱和いただいてる次期の食料・農業・農村基本法の計画ですね。これの一面にごつつい字で出てました。農業者確保目標を見送りますと。計画で農業者の確保を見送るって、何ていうあれやって、私もびっくりしています。今回は食料安全強化に一番力入ってるのは、これが一番懸念されるっていうことでございます。政府は来月の策定を目指す次期食料・農業・農村基本計画で、農業者を将来どれくらい確保するか目標を設けない方向で調整していることが分かったということが出てます。ということで、農業生産を支える農業者の確保は、農地と並んで食料安全保障の強化には欠かせないことでありますけど、専門家からも疑問の声がたくさん上がっているという状況が出てます。これが 1 点です。

それと、最近の動きをちょっとお話しさせていただきたいと思います。

1 月の世界気温観測史上最高って、この 1 月の世界の平均気温が観測史上最高であったという報告が出ています。欧州連合の気象情報機関ですね。今年の 1 月の世界平均気温は 13.23 度で、同月として、1940 年から観測史上最高であったという報告が出てます。ちなみに、これまで最高だったのは 2024 年、去年も最高やったと、それをまだ今年の 1 月はまだ上回ったということでございます。

もう 1 点は、一般紙にもよう出てます、エンゲル係数ですね。

43年ぶりに高水準やったということが出てます。これは総務省が発表したんですけども、2024年の家計調査を公表されました。ということで、家計消費の支出に占める食品の割合を、皆さん方よく周知のエンゲル係数っていいんですけども、それは28.3%で、これは2人世帯の基準ですけども、1981年以来43年ぶりのえらい高い水準であったという報告、これは一般紙にも出てますんで、皆さん方も御承知の方も多いと思います。

あとは、気象関係のほうの情報でございますけども、気象庁はエルニーニョの監視速報を発表したということで、冬の間はラニーニャ現象に近い状態が続いておりますということで、その後次第に弱まって、夏にかけて平常の状態が続く可能性が高いという見通しを発表しております。ということで、後はいろんな情報が出てまして、1つは、気候を操るっていいですか、気候工学っていうのがいろいろ発展しておりますして、いろいろ世界各地で猛威を振るう高温とか干ばつですね。豪雨などの異常気象が地球温暖化が原因とされるということで、各国政府は温室効果ガスの削減に取り組むが、減少に転ずる気配はありませんということです。それは皆さん方も御承知だと思います。そこで注目を集めておるのが科学の力で天候をコントロールする気候工学っていいんですけども、SF映画さながらの手法で効果が実証されてきてるということでございます。国境を越えるということで、副作用が広がるということでいろいろ懸念されております。これはどういうことかと、皆さん方新聞、これは私は見てるのは読売新聞、他紙もこの関連ではいろいろ出てると思いますが、太陽放射改変の仕組みということで、高さ20キロメートルの上空に航空機から硫酸エアゾールを、その粒子を散布して、微粒子が大気を覆って、太陽光の直射を一部遮ると。直射を一部遮ってしまうということで、遮った効果で気温が下がるのは間違いないようです。ただ、効果があり過ぎて、一部のところでは例外が出るかも分らんと、そんなような弊害も出てるようでございます。

あともう一つは、やっтерことは雲の反射で気温を下げる仕組みということで、これは船から塩分含んだ微粒子をまいて、いろいろ操作するみたいですけど、塩水を吸収した明るい雲が太陽光を強く反射するため、地上の温度が下がりますよということで、そういうような形で温暖化効果ガスの温度を下げようという形で、いろいろな形で各国がやってるようですけども、国を越えての影響が出てくる心配がかなりあるということが出てます。

あとはもう一つは、終末時計の話が出てまして、滅亡への針が

進むということで、これは皆さん方御存じのように終末時計はアメリカの科学誌ですね、「原子力科学者会報」が毎年1月の下旬、最近も1月下旬に発表があったわけですが、世界の終末まで残された時間として公表しております。残りの時間を定めるのは核や気候変動ですね。それともう一つは、破壊的な技術など、多彩な分野の専門家で構成するメンバーで、化学安全保障委員会というのを作っておりますけども、年に2回、世界の情勢などについて話したり、時計の針をどないしようやということで相談しておりますして、今年も針を動かしたということで、この1月下旬に動かしたということで、あと残された地球滅亡までは89秒前ですよということが出ております。ということで、いろいろ滅亡へ進むいろいろなリスクの項目がありますが、今までは最初は核の問題が一番最初やったんですけども、昨年から生成AI、人工頭脳がもたらすリスクも加えるようになったということでございまして、ということで、いろいろリスクがだんだん増えてきたと。AIは、我々プラスという理解しておりますけども、リスクもかなりあるなということで、その辺もそれぞれ注意していかんやらん時代になってきました。ただ、もうちょっと話ししとったら時間来ますんで、これぐらいで置かせていただいて、1か月でこれほどいろんな情勢が刻々と動いておるということでございますので、皆さん方も新聞紙上、いろいろ雑誌、本あたりで、いろいろの動きをよろしく御注視いただければありがたいなと思っております。

それでは、本題に戻りまして、事務局、本日の欠席委員の報告をお願いいたします。

事務局

御報告申し上げます。本日、欠席届の出ている委員は砂口委員と三島委員でございます。したがって、本日の出席委員数は12名でございます。

以上です。

西口会長

ありがとうございます。

定足数を満たしておりますので、本日の総会は成立いたします。

それでは、初めに農業委員会憲章を唱和したいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

《農業委員会憲章の唱和》

西口会長

ありがとうございます。

本日の署名委員は、山崎委員と山田委員になります。よろしく
お願いいたします。

それでは、議事の進行にまいります。

発言に際しましては、まず挙手をお願いします。その後、私の
ほうから指名させていただきますので、発言のほうをよろしくお
願いいたします。

それでは、付議事件、議案第2号「令和7年度最適化活動の目
標の設定等について」の説明を事務局からよろしくお願いいたし
ます。

事務局

それでは、議案第2号「令和7年度最適化活動の目標の設定等」
を御覧ください。

農業委員会法第6条第2項の「農業委員会が行う農地等の利用
の最適化の推進に係る活動」の成果目標及び活動目標について、
お手元の資料、農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適
化活動の推進等について」において、毎年度3月末までに翌年度
の目標を設定することとされています。

本市は、同通知別表2に掲げる全域市街化区域の市であるため、
同通知別紙において、目標設定のうち、1、成果目標の設定につ
いては（2）遊休農地の解消のみを、また、2、活動目標の設定
については（1）日数目標の設定のみを設定するものとされてい
るため、当該部分のみ目標を設定するものです。

設定内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上、説明を終わります。

西口会長

はい、ありがとうございます。

説明が終わりました。

委員の皆さん方で何か御意見ありましたら、頂戴したいと思ひ
ます。ありませんかね。

田中委員

すいません。これ、この農業委員会の現在の体制という表の中

で、農業委員の定数が１４名、認定農業者ゼロって書いてるんですけど、私、令和４年にもらってるんですけど。国じゃなくて、府の認定農業者。

男性委員

前も載ってなかった。去年も載ってなかった。

田中委員

そうですか。調べたらあったから。２３年、じゃあばりばりね。すいません、調べといてください。

事務局

はい、分かりました。

西口会長

ええか。

田中委員

はい。

西口会長

それでは、議案第２号「令和７年度最適化活動の目標設定等について」、承認の方は挙手をお願いしたいと思います。

(挙 手)

西口会長

ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。ありがとうございました。全会一致ということにさせていただきます。

それでは次に、付議事件、議案第３号「地目変更手続および非農地通知（お知らせ）の発送」について、説明を事務局からよろしく願いいたします。

事務局

それでは、議案第３号「地目変更手続および非農地通知（お知らせ）の発送」を御覧ください。

詳細は、お手元の資料「地目変更手続および非農地通知（お知らせ）（案）」及び「参考資料１～３」を御覧ください。

このたび、農林水産省の「非農地判断した土地の地目変更登記の申出について」の通知に基づきまして、本市におきましても現況と登記地目に相違がある土地につきまして、地目変更手続きを行い、適正化を行うものです。

本お知らせは、過去に農地法第4条及び第5条により農地転用の手続きをされているにもかかわらず、登記地目が農地のままとなっている土地について、農地法第2条第1項に規定される農地に該当しないことから非農地通知を行い、また、当該土地について、地方税法第381条第7項の規定に基づき、守口市農業委員会が法務局へ地目変更の申出を行うことのお知らせするものです。

なお、本お知らせに異議がある場合、もしくは個人で地目の変更登記をなされる場合は申し出くださるよう申し添えております。

また、発送時期につきましては、本日本議案に御承認いただけましたら、すぐに手続き進めさせていただいて、発送したいと考えております。その際、申出がある場合は、令和7年3月21日までにしてくださるよう案内をさせていただきます。

この業務の実施によりまして、農業委員会の役割である「農地の利用状況調査」や「農地台帳の適正化」が図られまして、委員会活動が推進されるとともに、事務負担の軽減にもつながるものとなっております。

以上で説明を終わります。

西口会長

はい、説明は終わりました。

委員の皆さんから御意見を頂戴したいと思いますが。

はい、どうぞ。

大西委員

これ見ていますと、転用届の許可受理は昭和50年。

事務局

そうですね。例に記載されている方はそうっております。

大西委員

そうですね。これがこの農林水産省から出てる文書は令和3年。

事務局

はい。

大西委員

この方の分は何で今頃に出てきたんでしょうか。

事務局

委員御指摘のとおり、この例示させていただいてるこの土地につきましては、昭和50年に農地転用の手続がされてるんですけども、最近、直近で確認しました限りにおいて、法務局での登記地目は農地のままになっておるところになっています。

今回、この添付させていただいてます、令和3年6月ですとか、令和3年4月の農林水産省からの通知におきまして、そういった現況と登記の表記が異なるものについて、適正化を図るようということと通知がございましたので、その通知に倣って、法務局の登記を農地から現況に合わせて変更しにいくというところですよ。

大西委員

この登記は、変更の登記ができてないというのはいつ把握されたんですか。

事務局

適宜、登記の地目がどうなってるかというのはこちらでも確認しておりまして、今回、本市の農地台帳で把握している農地を改めて確認したところ、今回、通知をする農地、ここに上げさせていただいている以外のほかの農地なんですけども、4条、5条の農地転用の手続があったにもかかわらず、登記の状況は農地のままとなっているというのを確認したところですよ。

大西委員

そういう流れなんですけどね、この所有者の方はどなたか知りませんが、その方にまだ変更の登記がされてませんよというような、早くしてくださいよというようなアクションはされたんですか。

事務局

それはこれまでには行っていません。

大西委員

それをする必要はなかった。というのが、これ見てましたらね、放つといたら放つといたで、放つとくほうが手間かけんとね、そ

のほうがまあええやないかというようなことで、ずるいというたらおかしいけど、ただ忘れられてたんでしょうけども、そういうこともあるんでね。長引けば長引くほどややこしいので、恐らくこの方は、あれ何で今頃いうて言うてきはるん違うかなと。今まで市から何も言うてなかったのに。

男性委員

ちょっとよく分からないんですけどね、今相続税法変わってですね、要するに相続したら必ず登記しなさいってなりましたよね。過去に遡って登記されてないものはちゃんとしなさいということ、この方に来たんじゃないんですかね。法務局から。

大西委員

いや、これはまた相続の分とはまた違います。

男性委員

また違うんですか。

事務局

はい。相続とはまた別の。

大西委員

いや、いいんですけどね。急に職権というか、法務局で手続きしますよいうてね出されたら、何言うて不審に思われるん違うかなと思って。

事務局

まあそうですね。

大西委員

もう50年のことやから、恐らくそのとき手続きされた方は生きてはるかどうかわからへんけども、何のことやろというような気になるん違うかなと思って。

事務局

もしお亡くなりになられたりしましたら、詳細な状況とかのお問合せがあるというのは可能性として考えております。

大西委員

本来、決められた手続をされなかった方が問題なわけやけども、それを今まで放っというか、放置されてた市のほうもちょっと全く何も問題がないかといったらそういうことやと思いますので、法的に拘束力あるかどうかは別にしてね。だからその点また、この所有者の方に十分説明していただくようお願いしたいと思います。

事務局

はい、ありがとうございます。

西口会長

ほかに意見はないでしょうか。

それでは、議案第3号「地目変更手続および非農地通知（お知らせ）の発送」について、承認の方は挙手をお願いしたいと思います。

（挙 手）

西口会長

ありがとうございます。

全員の挙手をいただきました。全会一致ということで、本件は可決されました。

それでは次に、付議事件、報告第19号の説明を、事務局からよろしくお願いいたします。

事務局

それでは、報告第19号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」を御参照ください。届出農地の詳細は、記載のとおりでございます。

今回、2件ございまして、2件とも無断転用の案件で、「守口市農業委員会申合せ事項 第3項」の規定に基づき、当該農地周辺に農地はなく、農地転用の影響等確認が不要としたものです。

1件目、大庭町のものにつきましては、令和7年1月30日付で届出があり、令和7年2月12日に受理通知書の発行を行ったものです。

2件目、橋波西之町及び橋波東之町のものは、令和7年1月31日付で届出があり、2月12日に受理通知書の発行を行ったも

のです。

いずれも農地法関係事務に係る処理基準について、第6の3の(2)届出を受理しない場合には該当いたしません。

以上でございます。

西口会長

はい、説明が終わりました。

委員の皆さんで御意見がありましたら頂戴したいと思います。

ないようでございますので、次に進みます。

それでは次に、付議事件、報告第20号の説明を事務局からよろしく願いいたします。

事務局

それでは、報告第20号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書について」を御参照ください。申請農地の詳細は、記載のとおりでございます。

こちらにつきまして、令和7年1月16日付で申請があり、1月20日に事務局が、1月24日に辻本卓郎委員が現地調査を行い、1月27日に証明書の発行を行ったものでございます。

以上でございます。

西口会長

はい、説明が終わりました。

現地調査で御足労いただいた辻本卓郎委員から御意見、補足がありましたら頂戴したいと思います。

辻本（卓）委員

当時、現地調査に行ってみりました。申請者がそのときに来られまして、いろいろと話しさせてもらったんですけど、
 なんで、話もこれからもこちらのほうからもよろしくお願いしますと申しておきました。

以上です。

西口会長

はい、ありがとうございます。

皆さんから御意見を頂戴したいと思います。

ありませんかね。

それでは、その他に移らせていただきます。

その他については、「守口市農業委員会だより」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、説明いたします。

今年度も守口市農業委員会だよりを作成しております。カラー刷りのものになります。お手元の「守口市農業委員会だより（案）」を御覧いただき、御意見のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

西口会長

はい、ありがとうございます。

委員会だより御覧になっていただいて、何か御意見があったら頂戴したい。

木村委員

木村です。カラー刷りですごく見やすいのかなと思いますけど、これ全てカラー刷りで配られるんですか。

事務局

カラー印刷、経費がかかるんですけど。今日も何部か用意しておりますので、カラー刷りで用意しておりますので、お帰りの際にお持ち帰りいただければ。

木村委員

分かりました。カラー結構コストかかるのにかなり配られるんだなと思い、ちょっと御質問させていただいたのと、以前色のついた紙、めっちゃ特に目立つようになっていうので、色のついた用紙に白黒で印刷して、各方面へお配りさせてもらったんかなって記憶してますので、そういうちょっとでも目立つような形で皆さんのお手元に配れたらええかなと思います。

それと内容のことでちょっと御質問したいんですけども、市内の農家数等で、前年比でいうたら変化ありますか。

事務局

何件か、減っている。

木村委員

増えてる。減ってる。

事務局

3件ぐらいですかね。

事務局

市内農家数、昨年度もこちらの情報、同じような情報を掲載させてもらってるんですけども、前回作成した農業委員会だよりには171件ということで作らせていただいておりますので、したがって7件農家数が減少しているという現状です。

木村委員

広さは。

事務局

広さに関しては、市内農地ということでよろしいですかね。

木村委員

はい。

事務局

昨年度の時点で、1,323.02アールですので、差し引きまして150ほどですね。

木村委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

西口会長

ほかにございませんか。

ほかにないようでしたら、本日の議題は以上となっております。

ありがとうございました。

何か事務局から連絡がございましたら。

事務局

はい。次回の総会日時についてです。

次回の総会につきましては、年度当初の予定では、令和7年3月21日金曜日の開催となっておりますが、同日、会長が大阪

府農業委員会会議に御出席されるために、予定を変更させていただきたいと思います。

次回の総会は、令和7年3月19日、水曜日、午後2時から、市役所7階の国際交流サロンで開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

西口会長

ということで、申し訳ないです。大阪府の農業委員会会議の会議がありますので、当守口の農業委員会は日程変更をさせていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

それでは、以上で、令和7年2月の農業委員会総会を終了させていただきます。ありがとうございました。

守口市農業委員 署名委員